

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	水大気環境課	整理番号	3-9
処分の種類	緊急時の措置命令			
根拠法令条例等・条項	水質汚濁防止法第18条			
処分の概要	異常な濁水等により水質の汚濁が著しくなり、人の健康や生活環境に係る被害が生ずるおそれのある場合、排水水の減少その他必要な措置をとることを命ずることができる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】</p> <p>・水質汚濁防止法 第18条 都道府県知事は、当該都道府県の区域に属する公共用水域の一部の区域について、異常な濁水その他これに準ずる事由により公共用水域の水質の汚濁が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合として政令で定める場合に該当する事態が発生したときは、その事態を一般に周知させるとともに、環境省令で定めるところにより、その事態が発生した当該一部の区域に排水水を排出する者に対し、期間を定めて、排水水の量の減少その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>・水質汚濁防止法施行令 第6条 法第18条の政令で定める場合は、同条に規定する区域について、異常な濁水、潮流の変化その他これに準ずる自然的条件の変化により、公共用水域の水質の汚濁が水質環境基準において定められた水質の汚濁の程度の2倍に相当する程度(第2条各号に掲げる物質による水質の汚濁にあつては、当該物質に係る水質環境基準において定められた水質の汚濁の程度に相当する程度)をこえる状態が生じ、かつ、その状態が相当日数継続すると認められる場合とする。</p>			
基準の制定根拠	—			